

第1回 定例教育委員会議事録		日 時 : 令和4年1月25日(火)	
		場 所 : 菱刈庁舎3階大会議室	
開会、閉会に関する事項		10時00分 開会 11時04分 閉会	
	教育長 森 和 範 教育委員 永 野 治 教育委員 長 野 則 夫 教育委員 久保田 悦 子 教育委員 長 野 吉 泰	議場に出席した者の氏名	総務課長 平 崎 祐 実 学校教育課長 竹 下 健一郎 社会教育課長 轟 木 成 実 文化スポーツ課長 浅 山 典 久 学校給食センター所長 有 馬 洋一郎 書記 茶 園 浩 幸 書記 中 原 百 恵
議事日程	別紙のとおり		
審 議 状 況			
<p>(森教育長) ただいまから令和4年第1回定例教育委員会を開会します。</p> <p>(茶園係長) 姿勢を正して下さい。一同礼。</p> <p>(森教育長) 「令和3年第12回定例教育委員会議事録の承認」を議題とします。事務局より報告をお願いします。</p> <p>(茶園係長) 令和3年第12回定例教育委員会議事録について報告(別紙「概要報告書」により報告)</p> <p>(森教育長) ただいま事務局より議事録の報告がありました。ご質問等ないでしょうか。</p> <p>(全員) ありません。</p> <p>(森教育長) 報告のとおり、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員) はい。</p> <p>(森教育長) 令和3年第12回定例教育委員会議事録については、承認いたしました。 続きまして、教育長及び委員の報告に移ります。 教育長報告については、お手元の12月24日から1月24日までの教育長諸般の報告をもとに説明します。</p> <p>(別紙「諸般の報告」により日を追って報告)</p> <p>(さらに、1月22日(土)以降の市内小学校等の新型コロナウイルス感染状況について説明)</p> <p>(森教育長) 続きまして、委員の皆様方からのご報告をお願いしたいと思います。まず、永野治委員お願いいたします。</p>			

(永野治委員)

はい。私は新年明けて成人式に参りましたが、先程教育長がおっしゃったように非常に整然としていました。会場は椅子の間隔をあけてあり、新型コロナウイルスの対策を万全にされていたと思いました。成人式に出席された若者が非常に大人しかったのは、喋らないように何か指導があったのかと思いつながら観ていました。非常に静かな成人式でしたが、コロナ禍の中でこういう形で成人式が開催できたことは非常に良かったと思いました。

その後、1月16日に始良・伊佐地区生涯学習推進大会に参りました。これもコロナ禍の中で人数も少ないのかと思っていましたが、結構席も前の方から後ろの方まで埋まっています、人数も多くびっくりしたところでした。ただこちらでも新型コロナウイルスの対策もしっかりされており、開催できたのは良かったと思いました。関係者の方が開催するにあたり努力された成果が出たのではないかと思ったところです。内容につきましては、各地区の事例発表等もバラエティに富んでいるというか、何か色々なジャンルがあって肩の凝らない発表であったと思いました。また植木さんの講演についても、オリンピック、パラリンピックの裏側など我々の知らないところの話を聴けて非常に良かったと思いました。ひとつ思ったのが、せっかく始良市、霧島市等から来ておられるのでオリンピックの話がメインで時間も制限されて致し方なかったのかとは思いますが、湯之尾にあるカヌー場をもう少しアピール出来れば良かったのではと後で思ったところでした。

以上でございます。

(森教育長)

はい。長野則夫委員お願いいたします。

(長野則夫委員)

はい。私も成人式に参加させていただきました。先程からありますように非常に厳粛で、実行委員会の特別企画ということでしたが、今までの成人式の中で特に良かったと思いました。代表の若者達が自分のこれからの気持ち等を皆に伝えることは素晴らしいことだと思いました。非常に良かったです。

以上です。

(森教育長)

久保田委員、お願いいたします。

(久保田委員)

はい。成人式の方は前のお二人がおっしゃったように、本当に厳粛な中で色々に対応もきちんとされて無事に終わったことは良かったと思いました。ひとつ毎年なのですが、「先輩から新成人へのエール」というのを青年団への勧誘も兼ねる意味もあるとは思いますが伊佐市青年団長が行っていらっしゃいます。毎年成人式の対象者も代わりますが、年齢層がちょっと上がりすぎて話の内容がどうなのかなという印象をここ何年か受けていますので、もう少し年齢の近い地元の企業の先輩とかであれば、新成人ももう少し話が入っていくのではないかという印象を受けました。

以上です。

(森教育長)

長野吉泰委員、お願いいたします。

(長野吉泰委員)

はい。山野小学校のサッカースポーツ少年団が、毎年5月と12月に空瓶回収をするのですが、私も次男が6年生で最後ということで12月26日の空きびん回収に参加してきました。年々空瓶の数も減ってきてはいるのですが、子ども達が一軒一軒回ってあいさつをして空きびんを貰っていくと、地元の皆さんは喜んで下さって、空瓶が無くてもお金やお菓子を下さったりされます。出来るだけ続けられるようにしていこうということをお話したところでした。

それと1月3日成人式ですけれども、成人の皆さんは初々しく、私も30年前に成人式をしたことを思い出しながら観たところでした。

1月18日スポーツ少年団の母親研修会があったようで、家内も出席させてもらったようです。伝えた話では、先程話の出たカヌーの植木さんの先生に当たる方が講演をされたということでした。内

容としては、子ども達がやる気を出すような声掛けの仕方とかの話がされたようですが、面白かったし凄くためになったと言っていました。

以上です。

(森教育長)

文化スポーツ課長、これはどなたが講演をされたのですか。

(浅山課長)

人吉高校の五木村分校の和泉先生という方です。

(平崎課長)

植木さんの高校時代の先生で、2回オリンピックにカヌーで出場された方です。

(森教育長)

ありがとうございました。

成人式の後記念写真を撮るのですが、私の隣に座った女性の新成人が私に「今日は居眠り一つもしないで聞いていたからね」と言っていました。

(森教育長)

それでは、議事に進みます。

今回は、報告事項はありません。付議事件が5件ございます。

まず、議案第1号「伊佐市西太良コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び伊佐市山野基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(平崎課長)

それでは、議案第1号「伊佐市西太良コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び伊佐市山野基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を説明いたします。

資料は、3ページになります。本件は、伊佐市西太良コミュニティセンター及び伊佐市山野基幹集落センターの管理等について、令和4年4月から教育委員会へ所管替えを行うための条例の改正について、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第2号の規定により、市長に意見を申し出ることについて、議決を求めるものです。

改正内容については、4ページになります。別紙「新旧対照表」の1ページも併せてご覧ください。

第1条におきまして、伊佐市西太良地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例を改正しています。条文中の「市長」を「教育委員会」、「規則」を「教育委員会規則」に改めています。

第2条において、伊佐市山野基幹集落センターの設置及び管理に関する条例を改正しています。条文中の「市長」を「教育委員会」、「規則」を「教育委員会規則」に改め、条例中第6条及び第11条においては文言の整理を行い、第13条においては西太良コミュニティセンターの条例等に表記を合わせるために「施設等の現状変更禁止」の条文を「原状回復義務」の条文へ改めています。なお、施行日は令和4年4月1日としています。

それぞれの条例の施行規則がございますが、条例が可決してから教育委員会規則として制定することになります。

以上で説明を終わります。

(森教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(永野治委員)

今までは市長の権限だったわけですが、設置と管理に関する条例ですので教育委員会の管轄となることで運用とか施設の管理等手続き上の問題はないのでしょうか。

(平崎課長)

はい。この施設につきましては、本来市長部局の農政課の補助とか企画政策課のコミュニティ助成事

業を使って何十年も前に建設しており、元々は教育施設ではないというふうには考えていますが、現在の利用の実情が社会教育法にあります「公民館」、条例公民館と我々がよく言っておりますが、公民館に類する施設というような考え方で、今回教育委員会で管理をするというような形になっております。他の菱刈地区の集会施設も全て教育員会というふうに標記をしておりますので、それに合わせた体制ということになります。ただし施設名称等については、この基幹集落センターというのは行政関係者であれば農政の補助で造ったというのは直ぐ分かりますので、今後はどの時期になるか分かりませんが菱刈では本城校区集会施設、田中校区集会施設というような呼び方をしていますので、どこかのタイミングで同じ名称に合わせて同じような管理をしていく必要があると思っております。今回は所管替えということで市長部局より強い要望があったところです。

(永野治委員)

教育委員会の管轄となると他の利用のときに支障を来すのではと思ったのですが。

(平崎課長)

そこは話し合いによりまして大丈夫だということで聞いております。

(森教育長)

他にございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

ご質問・ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第1号「伊佐市西太良コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例及び伊佐市山野基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(森教育長)

賛成多数ですので、議案第1号は、議決されました。

次に、議案第2号「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則及び伊佐市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(平崎課長)

はい。議案第2号「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則及び伊佐市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」を説明いたします。

資料は、5ページになります。本件は、令和4年4月から教育委員会事務局であります「総務課」を「教育総務課」に名称変更を行うことと、それに伴う関係規則の改正について、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定により、議決を求めるものです。

改正内容については、6ページになります。別紙「新旧対照表」の3ページから6ページも併せてご覧ください。

第1条において、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則、第2条において伊佐市教育委員会公印規則を改正するもので、いずれも条文中の「総務課、総務課長」を「教育総務課、教育総務課長」に改めています。

なお、施行日は令和4年4月1日としています。

この改正につきましては、19市の教育委員会のうち15市が教育総務課となっております。市長部局との総務課との差別化を図るために今回教育総務課というふうに名称を改めたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

(森教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

ご質問・ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第2号「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則及び伊佐市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(森教育長)

賛成多数ですので、議案第2号は、議決されました。

次に、議案第3号「伊佐市教育委員会外部評価委員会設置要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(平崎課長)

はい。議案第3号「伊佐市教育委員会外部評価委員会設置要綱の一部を改正する告示について」を説明いたします。

資料は、7ページになります。本件は、令和4年4月から「総務課」を「教育総務課」に名称変更することに伴い関係する要綱を改正することについて、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定により、議決を求めるものです。

改正内容については、8ページになります。別紙「新旧対照表」の7ページも併せてご覧ください。

第7条中、「教育委員会総務課」を「教育総務課」に改めています。

なお、施行日は令和4年4月1日としています。

以上で説明を終わります。

(森教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

ご質問・ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第3号「伊佐市教育委員会外部評価委員会設置要綱の一部を改正する告示について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(森教育長)

賛成多数ですので、議案第3号は、議決されました。

次に、議案第4号「伊佐市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程及び伊佐市教育委員会施策検討会議に関する規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(平崎課長)

はい。議案第4号「伊佐市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程及び伊佐市教育委員会施策検討会議に関する規程の一部を改正する訓令について」を説明いたします。

資料は、9ページになります。本件は、令和4年4月から「総務課」を「教育総務課」に名称変更することに伴い関係する規程を改正することについて、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定により、議決を求めるものです。

改正内容については、10ページになります。別紙「新旧対照表」の7ページから9ページも併せてご

覧ください。

第1条において、伊佐市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程を、第2条において、伊佐市教育委員会施策検討会議に関する規程を改正しています。それぞれ課名及び課長名を改めています。

なお、施行日は令和4年4月1日としています。

以上で説明を終わります。

(森教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

ご質問・ご意見等ないので、議決に入りたいと思います。

議案第4号「伊佐市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程及び伊佐市教育委員会施策検討会議に関する規程の一部を改正する訓令について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(森教育長)

賛成多数ですので、議案第4号は、議決されました。

次に、議案第5号「伊佐市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(平崎課長)

はい。議案第5号「伊佐市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を説明いたします。

資料は、11ページから12ページになります。本件は、審議会委員の任期満了に伴い、新たに10名の審議会委員を委嘱することについて、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第14号の規定により、議決を求めるものです。

任期は、令和4年2月1日から令和6年1月31日の2年間になります。

以上で説明を終わります。

(森教育長)

はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

ご質問・ご意見等ないので、議決に入りたいと思います。

議案第5号「伊佐市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(森教育長)

賛成多数ですので、議案第5号は、議決されました。

以上で、準備された議事については終わります。

次に、委員から提出された動議の討論等に入ります。前もって提出された動議はございませんが、何かございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(森教育長)

特にないので、以上で討論等を終わります。

次に、その他の件に入ります。

事務局の方としては特に準備しているものはございませんが、皆様方から何かございませんでしょうか。

(その他の件で、新型コロナウイルス感染状況、スケートボード練習場について情報交換)

(森教育長)

その他ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

では、ないようですので、これをもちまして、令和4年第1回定例教育委員会を閉会いたします。

(茶園係長)

姿勢を正して下さい。一同礼。